

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定.....	(環境政策課) 33
○土壤汚染対策法に基づく指定地域の解除.....	(環境政策課) 33
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課) 33
○土地改良区連合の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課) 33
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課) 34
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 34
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 34
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課) 34
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課) 34
○建設業者に対する監督処分.....	(建設管理課) 35
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	35
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	35
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	36
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2 件)	36

告 示

北海道告示第273号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 形質変更時要届出区域 檜山郡江差町字陣屋町127番6の一部、127番12の一部（次

の図のとおり）

(2) 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

2(1) 形質変更時要届出区域 室蘭市東町5丁目24番4（次の図のとおり）

(2) 特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、鉛及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第274号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）及び土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり解除する。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指 定 を 解 除 す る 要 措 置 区 域 平成26年北海道告示第351号により指定した区域（北広島市大曲幸町1丁目6番1の一部、6番4）の全部

2 指定を解除する形質変更時要届出区域 平成26年北海道告示第470号により指定した区域（北広島市大曲幸町1丁目6番1の一部）の全部

3 特 定 有 害 物 質 の 種 類 シスー1，2－ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン

4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 土壤汚染の掘削除去、原位置浄化

北海道告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年3月29日、旭川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成29年3月29日、美瑛川地区土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（杵臼地区経営体育成基盤整備事業〔面的集積型〕（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成29年4月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 白糠郡白糠町タンタカ1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を京極町役場の掲示場に掲示した。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第218号
- 2 所在が不明な者 中尾 一弘

北海道告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 然別峡線
- 3 道路の区域
- 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
- 河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署2126 前 7.67mから 155.00m —
- 林班ろ小班地先から 18.04mまで
- 河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署2126
- 林班ろ小班地先まで

河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署2122 林班ろ小班地先から 河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署2122 林班ろ小班地先まで 河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署2137 林班い2小班地先から 河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署2137 林班い2小班地先まで					北海道教育委員会教育長告示第39号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成29年4月14日 北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道公立学校校務支援システム運用業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月31日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HARP (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 4 随意契約に係る契約金額 78,112,568円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道告示第282号 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。 平成29年4月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 処分をした年月日 平成29年3月31日 2 処分を受けた者 (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社目黒電設 目黒 哲 (2) 主たる営業所の所在地 上川郡美瑛町栄町4丁目1番27号 (3) 建設業の許可の番号 (般・特-28) 上第5459号 3 処 分 の 内 容 (1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止 (2) 営 業 停 止 の 期 間 平成29年4月15日から同月21日までの7日間 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第2項第2号に該当した。					道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁オホーツク教育局告示第26号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成29年4月14日 北海道教育庁オホーツク教育局長 松 本 邦 由 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 17台 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月30日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
道教育委員会教育長告示					

4 随意契約に係る契約金額 68,117円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第172号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年4月14日 北海道警察本部長 北 村 博 文 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 自動車保管場所証明システムの賃貸借 一式 2 落札を決定した日 平成29年3月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 N T Tファイナンス株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南1丁目2番70号 4 落札金額 5,670,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年2月14日付け北海道警察本部告示第69号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道道立病院局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年4月14日 北海道病院事業管理者 鈴 木 信 寛 1 落札に係る物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量 注射薬（オキサロール注2.5μg 10管）ほか1品目 2 落札を決定した日 平成29年3月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社モロオ (2) 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50 4 落札金額 (1) オキサロール注2.5μg 8,900円 (2) テリボン皮下注用56.5μg（溶解液付） 9,790円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年2月3日付け北海道告示第75号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道警察本部告示第173号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成29年4月14日 北海道警察本部長 北 村 博 文 1 随意契約に係る物品等の名称（1個当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 優良用 I C カード（金） VL-LS406 400枚×1カートリッジ 1,142個 (2) 一般用 I C カード（青） VL-LS405 400枚×1カートリッジ 1,006個 (3) 新規用 I C カード（緑） VL-LS404 400枚×1カートリッジ 130個 (4) 運転経歴証明書用カード VL-LS542 400枚×1カートリッジ 29個 (5) インクリボン（イエロー） VL-LS456 3,000枚×1カートリッジ 297個 (6) インクリボン（マゼンダ） VL-LS457 3,000枚×1カートリッジ 293個
---	--

- | | | | |
|------------------|----------|----------------|------|
| (7) インクリボン（シアン） | VL-LS458 | 3,000枚×1カートリッジ | 299個 |
| (8) インクリボン（黒） | VL-LS469 | 3,000枚×1カートリッジ | 299個 |
| (9) UVCRリボン（保護膜） | VL-LS460 | 3,000枚×1カートリッジ | 256個 |
| (10) オーバーコートリボン | VL-LS526 | 3,000枚×1カートリッジ | 311個 |

2 随意契約の相手方を決定した日

平成29年3月23日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 東芝自動機器システムサービス株式会社
 (2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目2番4号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 80,352円
 (2) 80,352円
 (3) 80,352円
 (4) 190,719.2円
 (5) 12,900円
 (6) 12,900円
 (7) 12,900円
 (8) 6,000円
 (9) 12,000円
 (10) 9,300円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目